

5小保医第3384号
令和6年2月1日

小牧市国民健康保険運営協議会
会長 瀬 瀬 昌 章 様

小牧市長 山下 史守朗

国民健康保険税の課税限度額の改正について（諮問）

このことについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条及び小牧市国民健康保険運営協議会規則（昭和36年規則第2号）第2条の規定に基づき、下記事項について貴協議会の意見を求めます。

記

諮問事項

1 課税限度額の改正について

令和5年度中に、国民健康保険税の課税限度額の取り扱いに係る地方税法施行令の規定が改正された場合に、課税限度額を改正後の政令どおりに改める。